

理科観察実験支援事業に関するよくある質問(Q&A)

【申請手続きについて】

- Q1 申請できる金額に上限または下限はありますか。
- Q2 事業計画はいつを始期として作成すればよいですか。(交付決定はいつ行われますか。)
- Q3 事業計画提出時には、計画額の根拠資料は必要ですか。

【補助対象経費について】

- Q4 交付決定を受ける前に事業(アシスタントとの雇用契約等)を行っている場合、補助対象とすることはできますか。
- Q5 アシスタントへの報酬の単価は、事業実施主体である各補助事業者の基準によるものでよいですか。
- Q6 同じアシスタントが中学校と高等学校の両方で観察・実験支援事業を行っている場合、補助対象とすることはできますか。
- Q7 他の事業とPASEOとの兼任は可能ですか。
- Q8 PASEOを人材派遣により配置することはできますか。
- Q9 補助事業の完了の日とはいつのことを指すのですか。

【申請手続きについて】

Q1 申請できる金額に上限または下限はありますか。

A1 上限及び下限はありません。ただし、事務連絡にも記載しているとおり、各補助事業者の設置する学校数の1/10校×1校当たり64千円を内定額の目安としております。事業実施計画額に1/3を乗じた額が上記の目安金額を超える場合、目安金額を超えている部分については、全体の申請配置校・事業実施計画額等に応じて、内定額を調整することとします。

Q2 事業計画はいつを始期として作成すればよいですか。(交付決定はいつ行われますか。)

A2 交付決定日は5月初旬の予定です。そのため、5月初旬以降の事業開始時期～翌年3月までの範囲で作成してください。

Q3 事業計画提出時には、計画額の根拠資料は必要ですか。

A3 事業計画提出時には、事業計画(事務連絡とともに送付したエクセルファイル「別紙・別表(PASEO).xls」)をご提出ください。
確認のため質問等をする場合もあり得ますので、その際は速やかにご回答願います。

その後の交付申請時には積算根拠(例:報酬の単価等)が必要となりますので、適宜ご準備をお願いいたします。

【補助対象経費について】

Q4 交付決定を受ける前に事業(アシスタントとの雇用契約等)を行っている場合、補助対象とすることはできますか。

A4 交付決定以前の期間に係る報酬等の経費は補助対象となりません。雇用契約が交付決定以前でも、交付決定以後の期間にかかる経費については補助対象とすることができます。

消耗品等については、交付決定日以後に購入したものについて補助対象とすることができます。

Q5 アシスタントへの報酬の単価は、事業実施主体である各補助事業者の基準によるものでよいですか。

A5 社会通念上著しく高額である等の場合を除き、基本的にその通りです。

Q6 同じアシスタントが中学校と高等学校の両方で観察・実験支援事業を行っている場合、補助対象とすることはできますか。

A6 中学校(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部を含む)での事業実施に係る経費のみ、補助対象とすることができます。中学校分の経費について、適切に算出するようご注意ください。

また、その場合は交付申請時に中学校分の経費の積算内訳を明示してください。

Q7 他の事業とPASEOとの兼任は可能ですか。

A7 可能ですが、PASEO に該当する経費について、適切に算出するようご注意ください。

また、その場合は、交付申請時に PASEO に該当する経費の積算内訳を明示してください。

Q8 PASEOを人材派遣により配置することはできますか。

A8 「人材派遣」に係る経費は、実施要領に示す補助対象経費には該当しないため、補助対象経費に含めることはできません。

Q9 補助事業の完了の日とはいつのことを指すのですか。

A9 補助事業の完了の日とは、観察実験アシスタントの最終出勤日又は付随する経費が発生した日のいずれか遅い日を指します。支払の完了日ではありませんのでご注意ください。補助事業の完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出する必要があります。